

議事日程 (第3号)

令和元年6月28日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第24号議案 令和元年度中間市一般会計補正予算 (第1号)
(日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第25号議案 中間市市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 第26号議案 中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 第27号議案 中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第 5 第28号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第29号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第30号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第31号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第32号議案 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例
(日程第2～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第33号議案 消防ポンプ自動車の購入について
(日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第34号議案 中間市道路線の認定について
(日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第35号議案 和解することについて
- 日程第13 第36号議案 和解することについて
(日程第12～日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 意見書案 陸上イージスの配備中止を求める意見書
第 5 号
(日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第15 意見書案 「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書
第 8 号
(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第16 会議録署名議員の指名

書 記 志垣 憲一君

書 記 石田 花野君

午前10時00分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第24号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、第24号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第24号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の歳入については、まず総務費として、基金繰入金において、地域振興券の販売に要する費用として、地域振興整備基金から520万円を繰り入れるものです。

また、民生費として、国庫支出金において、プレミアム付商品券事業に対する補助金として6,190万円を計上しております。

歳出といたしましては、民生費において、プレミアム付商品券事業に要する経費として、6,190万円を計上し、低所得者及び子育て世帯への消費税増税の影響緩和を図ります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

討論において、「消費税の増税が前提となっている措置のため、基本的には反対したいが、給付内容そのものについて、大局的には賛成できる」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第24号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳入につきましては、県支出金のうち、幼児教育無償化事業費補助金1,140万円が追加計上されております。

次に、歳出につきましては、民生費の児童福祉費において、幼稚園、保育園、認定こども園等の利用料無償化に対応するため、保育所システム改修委託料1,140万円が追加計上されております。

討論において、委員から、「幼児教育無償化の財源が、低所得者ほど重い負担となる消費税増税頼みであることが問題である。また、自治体負担を強いる無償化ではなく、保育の質の確保のため、国の財源で行うべきである」などの意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第24号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出につきましては、商工費において、地域経済の活性化を図る地域振興券の販売に対する補助を行うための地域経済活性化対策補助金が520万円計上されております。

討論において、「地域振興券の購入、利用期間の見直し及び1冊1万円になっている販売価格の見直しを行い年金受給者や低所得者の方も利用しやすいようにしてほしい」との意見がありました。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

第24議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）について、日本共産党市議団を代表して意見を申し述べます。

今回の補正予算は、今年10月からの消費税の8%から10%への引き上げを前提としての各種措置にかかわるものです。これらは何も消費税の増税を充てることなく、国の一般財源で手当すべきものと考えますが、今回提案をされている幼児教育・保育の無償化については、個々に問題点はあるものの、無償化の方向については賛成です。

また、プレミアム商品券の事業についても、消費税の引き上げのもとでの景気の停滞を考えますと、必要な手だてと考えます。

以上により、実施の前提条件の消費税の引き上げには反対ですが、個々の対応については賛成という立場から、意見を付しての賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第24号議案令和元年度中間市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第24号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 第25号議案

日程第3. 第26号議案

日程第4. 第27号議案

日程第5. 第28号議案

日程第6. 第29号議案

日程第7. 第30号議案

日程第8. 第31号議案

日程第9. 第32号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、第25号議案から日程第9、第32号議案までの条例改正8件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中野勝寛総合政策委員長。

○総合政策委員長（中野 勝寛君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第26号議案及び第27号議案に

ついて審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第26号議案中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、平成28年11月18日に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」が成立し、消費税率の10%への引き上げ及び軽減税率制度の実施時期が本年10月1日とされたことに伴うものです。

条例の内容といたしましては、本市の複数の条例において規定する使用料の額、乗率等につきまして、「100分の108」を「100分の110」に改めるなど、法の規定する消費税率に相当する乗率及び消費税相当額を加算した額に改めるものです。

なお、条例の施行日は法の施行日に合わせ令和元年10月1日とし、一部、水道料及び下水道使用料等においては、それぞれの額の確定時期等に応じ、必要な経過措置を設けることとしております。

討論において、「消費税増税による経済的なマイナスの面は非常に大きい。今回の条例改正により、経済的に疲弊するのは行政以上に市民であり、安易な値上げはするべきではないという立場から反対する」との意見がありました。

次に、第27号議案中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正され、平成31年4月1日から施行されたことに伴うものです。

条例の改正内容といたしましては、まず、政令において、災害援護資金の貸し付けに当たって保証人を立てる義務について、これを定める条項が廃止され、市町村の判断によるものとされましたことから、条例における保証人に関する規定を見直し、資金を借り受ける者の任意とするものです。

また、償還方法について、現行の年賦償還及び半年賦償還に、月賦償還を加えるものです。

次に、貸付利率につきまして、現在、条例において年3%としておりますが、これを、保証人を立てる場合は無利子とし、また、保証人を立てない場合は、一定の据置期間経過後に年1%とするものです。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日とし、本年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用することといたしております。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第26号議案については賛成多数で、第

27号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第25号議案、第28号議案、第29号議案及び第30号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第25号議案中間市市税条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。今回の条例改正は、法人市民税の法人税割額の税率を見直すものです。

改正の内容といたしましては、消費税率の引き上げが平成29年4月1日から令和元年10月1日に延期されたことに伴い、法人税割額の税率を11.9%から8.2%に変更する内容の条例改正も延期されておりましたが、今回の消費税率の引き上げ時期に合わせ、法人税割額の税率を国の制限税率内で0.2%引き上げ、8.4%とするものでございます。

なお、施行日につきましては、令和元年10月1日となっております。

討論において、委員から、「消費税増税を前提とした条例改正であり、中小企業にとって税率の引き上げはさらなる負担となることから反対する」との意見がありました。

次に、第28号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令の一部が改正されたことに伴うものです。

改正の主な内容としましては、家庭的保育事業者による保育の提供が終了した満3歳以上の児童に対して、必要な教育または保育を継続的に提供できるよう、令和2年3月31日まで猶予期間を設け、連携施設の確保を義務付けておりますが、当該猶予期間をさらに5年延長するものでございます。なお、施行日につきましては、公布の日となっております。

討論において、委員から、「保育所での事故報告等は圧倒的に認可外保育施設で起こっている。また、企業主導型保育事業は、突然の閉園などが相次いでおり、市町村の保育実施義務に関与しない施設であるため、保育内容の質の低下をもたらすことなどから反対する」との意見がありました。

次に、第29号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令の一部が改正されたことに伴うものです。

改正の内容といたしましては、放課後児童健全育成事業所に配置する放課後児童支援員の資格要件として、指定都市の長が行う研修を加えるものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日となっております。

次に、第30号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、消費税率10%への引き上げに伴う措置として、第1段階から第3段階までの低所得者層の負担軽減を図ることを目的とした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が、平成31年4月1日に施行されたことに伴うものです。

改正の内容といたしましては、介護保険料の負担軽減措置として、第1段階保険料率を0.45から0.375へ引き下げ、保険料を年額で3万2,059円から2万6,716円に引き下げとなっております。

また、第2段階及び第3段階においても、それぞれの保険料率及び保険料が引き下げとなっており、所得の少ない方に対して負担とならないよう配慮されております。

なお、施行日につきましては、公布の日とし、今年度分の介護保険料から適用することとなっております。

討論において、委員から、「低所得者に重い負担となる消費税増税を押しつけながら軽減することが問題である」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第25号議案、第28号議案については賛成多数で、第29号議案、第30号議案については全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長（植本 種實君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第31号議案及び第32号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

はじめに、第31号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、総務省令である住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正により、スプリンクラー設備の規格の表現を、自治省令である「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」の表現と統一、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置を免除可能とする規定の追加が行われたことから、同総務省令と同様に、規格の表現変更及び機器の設置免除に関する規定の追加を行うものであります。

なお、条例の施行日につきましては、令和元年7月1日となっております。

次に、第32号議案中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、水道法の一部改正により、本年10月1日から指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制が導入されることから、更新の際に手数料8,000円を徴収する更新手数料を新設するものとなっております。

なお、条例の施行日につきましては、令和元年10月1日となっております。

最後に、採決いたしました結果、第31号議案、第32号議案どちらも全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

第25号議案中間市市税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

この条例改正は、消費税を10%に増税することを前提にした条例改正で、中小企業にとって税率の引き上げは負担になります。

消費税は、生活困窮者も庶民も、そして大富豪までもが同じ税率で、逆進性の高い税金の制度であり、格差がさらに拡大します。このような税金に社会保障の財源を頼るなどんでもないことです。

そもそも自治体間の税収格差の是正は、地方交付税の財源保障と財政調整の両機能を強化することでなされるべきであり、今回の改正においても、税収の偏在格差措置の拡大は、消費税10%への増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものとなっていることから反対いたします。

第28号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

保育所の事故報告、死亡事故は圧倒的に認可外保育施設で起こっています。国の支援対象ということになれば、これは、保護者にとっては、安心できる保育施設だというメッセージになります。

企業主導型保育事業は、突然の閉園など問題が相次いでおり、市区町村に課せられている保育実施義務に関与しない施設です。保育内容の質の低下をもたらすものであることから反対いたします。

第30号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、意見を付して賛成いたします。

低所得者の介護保険料減免を、消費税10%増税と引きかえに行おうとしていますが、

低所得者に一番重い負担となる消費税増税を押しつけながら軽減というのは問題です。

しかし、消費税の引き上げによって、生活がさらに苦しくなる第1段階から第3段階までの市民税非課税の方を対象にした軽減措置であることから、意見を付しての賛成といたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

第26号議案中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例について、反対意見を申し述べます。

今回の行財政財産使用料の引き上げは、10月からの消費税の10%への引き上げを前提としたものです。長引く不況と日本独特の非正規低賃金労働への置きかえから、日本経済は他国に比べて大きく落ち込んでいます。

こうしたさなかでの消費税の引き上げは、日本経済、そしてこの中間市では地域経済の一層の冷え込みをつくり出します。今回の使用料の値上げは、県の指導のままにその内容を検証することもなく、一方的にこうした使用料を引き上げることは、落ち込んでいる地域経済をより一層落ち込ませる要因ともなります。

もう少しきめの細かな財政対応・運用が求められるのではないのでしょうか。

中間市行政上の財政危機は叫ばれますが、その前提である市民生活の疲弊については、あまりそんたくがなされません。行政サイドでは、むしろこの点での配慮がいるのではないのでしょうか。

以上のことから、本条例案については反対をいたします。

○議長（下川 俊秀君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第25号議案から第32号議案までの条例改正8件を順次採決いただきます。議題のうち、まず第25号議案中間市市税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、第25号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。次に、第26号議案中間市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例を起立により採

決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第26号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第27号議案中間市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第27号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第28号議案中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(下川 俊秀君)

起立多数であります。よって、第28号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第29号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第29号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第30号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は、委員長の報告のとおり可決されまし

た。

次に、第31号議案中間市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第32号議案中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 第33号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第10、第33号議案消防ポンプ自動車の購入についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長(植本 種實君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第33号議案消防ポンプ自動車の購入についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

現在、消防本部に配備しております消防ポンプ自動車は、購入から26年が経過しており、車両及び消防ポンプ等の附属機械器具の経年劣化による不具合が年々増加している状況であることから、消防活動能力の向上及び各種災害への的確な対応を図るために、最新の機械器具を装備した消防ポンプ自動車を購入することにしております。

消防ポンプ自動車購入に係る請負契約につきましては、5月16日に9社による指名競争入札が実施され、株式会社ハッセイが3,920万4,000円で落札しております。

これにより、同日付けで同社と仮契約を締結しているところです。

最後に、採決しました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(下川 俊秀君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより、第33号議案消防ポンプ自動車の購入についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第33号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 第34号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第11、第34号議案中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。植本種實産業消防委員長。

○産業消防委員長(植本 種實君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第34号議案中間市道路線の認定についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回、認定される路線は、「城丸9号線」の1路線でございます。

この路線につきましては、垣生地内の開発行為に伴い、当該道路の帰属を受けることから、市道として認定するものとなっております。

最後に、採決しました結果、全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長(下川 俊秀君)

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、第34号議案中間市道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、第34号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 第35号議案

日程第13. 第36号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第12、第35号議案及び日程第13、第36号議案の和解することについて2件を一括議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第35号議案及び第36号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第35号議案和解することについて申し上げます。

平成30年8月16日に生じた、さくら保育園園児バスの交通事故において、本市に損害が生じたことから、園児バス運転の受託者である株式会社忠助に対し、損害賠償の額4万3,320円で和解をするものでございます。

次に、第36号議案和解することについて申し上げます。

平成30年9月27日に生じた、さくら保育園公用車の交通事故において、本市に損害が生じたことから、公用車運転の受託者である株式会社忠助に対し、損害賠償の額11万5,068円で和解をするものでございます。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第35号議案、第36号議案、全て全員賛成で、原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより、第35号議案及び第36号議案の和解することについて2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第35号議案和解することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第35号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第36号議案和解することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第5号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第14、意見書案第5号陸上イージスの配備中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員(5番 田口 澄雄君)

意見書案第5号陸上イージスの配備中止を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

この意見書案を議会提出した後、イージスアショアをめぐる新たな問題が起きました。その結果、秋田県知事は、配備は白紙だとの発言までしています。

事の起りは、秋田県新屋演習場の適地データの誤りが発覚し、住民の怒りを買ったところからですが、誤差については山口県萩市のむつみ演習場でもあったことが判明をいたしました。

もともと政府がこの2施設の立地にこだわるのは、適地か否かではなく、北朝鮮の長距離弾道ミサイルの発射基地があるとみられる舞水端里とアメリカ軍基地のハワイ、グアム

とを最短で結んだ直線上に位置しているところから適地とされたものであり、日本防衛というよりアメリカ軍事基地防衛を目的とするものです。このことは米政府や政府系シンクタンク、米軍からもあけすけに示されていることであります。

北朝鮮の脅威から日本人の生命を守ることが強調されますが、事の真相は、日本防衛ではなくアメリカ防衛のための基地であることが明白となりました。日本の安全という点では、むしろ核戦争開始に際しての一番の攻撃目標となりかねません。

そして、新屋演習場は、1キロメートル圏内に秋田商業高校、勝平小学校があり、3キロメートル以内には県庁、市役所、市立総合病院などがある秋田県を中心地です。

今、北朝鮮情勢は、アメリカとの対話の中で緊張から和解の方向に向けて動き始めています。一時的な紆余曲折はあったとしても、大局的にはその方向で動いています。そのような中で、なぜ6,000億円もの巨費を投じて、このような危険な基地をつくる必要があるのでしょうか。

また、基地建設着手から完成までに5年以上かかるようですが、建設途中で相手のミサイルの精度が変わるなどの変化があれば、建設途中の施設は全くの無駄になるとの指摘もあります。

我が国の国民の安全にも経済的にもマイナス効果しかない、このような無駄な基地建設は、即刻中止することを求めます。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第5号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第5号陸上イージスの配備中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

起立多数であります。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第8号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第15、意見書案第8号「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

意見書案の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

「労働者協同組合法」の早期制定を求める意見書案。

我が国では、少子高齢化により生産年齢人口が減少しており、地域のさまざまな場面において、とりわけ営利企業の参入が期待しづらい分野において、労働力の不足や事業所の運営などが大きな課題となっています。

一方、年齢や性別を問わず、各自のライフスタイルを尊重した働き方へのニーズが高まっています。

こうした状況の中で、自分らしい主体的な働き方を実現し、多様な就業機会を創出し、さらに、その就労により地域の課題を解決するため、出資と労働が一体となった協同労働に係る新たな法人制度を求める声が高まっています。

国会においては、従前から超党派議連による協同労働に係る法制化が議論されてきましたが、実現には至っていません。

先ごろ、諸問題を整理の上、労働者協同組合法案として改めて議論が行われていると認識しています。

組合に参画する全ての者が出資をして組合員となり、自ら運営にも参加し、介護や子育て等の多様な地域ニーズに応じた事業に取り組むという非営利の法人形態は、今日まで存在していません。

また、我が国では、個別分野ごとに協同組合制度が整備されてきた経緯があり、農協など事業者のための協同組合、生協のような消費者のための協同組合はありますが、労働者のための協同組合がないことから、新たな法人制度がぜひとも必要と考えます。

地方創生や一人一人が活躍できる社会の実現のため、下記のとおり、一日も早い協同労働に係る法制化を求めます。

記。

1、出資と労働が一体となった組織であって、地域に貢献し、地域課題を解決するための非営利法人である労働者協同組合の設立を可能とするため、労働者協同組合法案を早期に制定すること。

2、簡便な手続で設立できるようにするため、労働者協同組合の設立は、準則主義によ

るものとする。

以上、議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第8号「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（下川 俊秀君）

全員起立であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第16、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、植本種實君及び柴田広辞君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって、令和元年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 植 本 種 實

議 員 柴 田 広 辞

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員